

山梨県社会福祉審議会会議録

1 開催日時 平成27年1月21日(水)14:00~16:20

2 開催場所 ベルクラシック甲府 甲府市丸の内1-1-17

3 出席者

1) 審議会委員 天野 達也 池田 政子 石合 千年 一瀬 秀文
(五十音順) 小田切則雄 川村 文彦 功刀 融 小林 修
佐野寿満子 沢登 京子 塩崎 洋子 清水 健
志村 史哉 志村 祐二 鷲見よしみ 田草川憲男
田中 ちえ 茅野 臣恵 戸田 知 濱田 健作
平林 弘光(委員長職務代理者) 藤巻 秀子 古屋 義博
前島 茂松 三井久美子 宮下 仁 八巻佐知子
代長 一雄

2) 事務局 山下誠福祉保健部長、内藤正浩福祉保健総務課長

4 次第

- 1 開会
- 2 福祉保健部長あいさつ
- 3 委員長職務代理者あいさつ
- 4 議事
 - (1) 山梨県地域福祉支援計画の概要等について
 - (2) 山梨県地域福祉支援計画の素案について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他

5 議事等の概要(議長は審議会規程第4条第2項、附属機関の設置に関する条例第5条第5項により委員長職務代理者)

(1) 山梨県地域福祉支援計画の概要等について

(委員長職務代理者)

事務局から、山梨県地域福祉支援計画の概要等について説明をお願いします。

(内藤福祉保健総務課長)

資料に基づき、改定の趣旨、計画の目的、地域福祉を取りまく現状、新たな課題への対応、計画の内容、推進体制等について説明

(委員長職務代理者)

ただ今の説明に対する質問・意見はいかがか。

(委員)

資料4(山梨県地域福祉支援計画目標値一覧)福祉サービス第三者評価事業受審施設率」について、強制力や法律に基づく根拠はないのか。3%とは目標値として低すぎないか。受審が施設基準としてないのか。

(内藤課長)

受審については義務ではなく、法律的にも任意である。それぞれの施設の設置基準は法律に基づいて別があり、守られているかどうか県・市により確認し、指導が必要な場合は

指導をしている。法律的には設置基準を守っていれば問題はない。受審は施設にとっては金銭的負担があり、また受審によって目に見えるメリットがないため受審が進まない。全部の施設に受審させるのは大変難しいので、地域、分野ごとのリーダー的な立場・役割を担う施設が受審することとし、3.6%という目標を設定した。

(委員)

第三者評価については、メリットがないというだけではなかなか進まないと思うので、受審を促す工夫してほしい。

資料1(山梨県地域福祉支援計画の概要(案))は計画の概要を示すものであると思うが、その中に「子育て支援」に関する文言がない。概要に「子育て支援」という言葉がないのはいかがかと思う。計画の項目には入っているが、「子育て支援」を概要に含めないと、概要を見た人が子育てや乳幼児に関するところがこの計画には示されていないと判断してしまう恐れがある。入れなかったのはなぜか。

(内藤課長)

地域福祉支援計画の性格として、福祉の幅広いさまざまな分野を担っているが、子育ての施策、障害者の施策、高齢者の施策等各々の計画を担う部分は各々の計画が主体となって策定していくものである。素案3ページで示したとおり、各々の計画との連携を図っていく。各々の計画で取り扱う内容は概要から外している。

(委員)

概要を見たときに「子育て支援」についての記載があると、乳幼児を含めたあらゆる世代を対象としていることがよりわかると思う。

(山下福祉保健部長)

地域福祉支援計画の性格は、各々の施策を実現するためにどういう仕組みを構築したらよいか、それを担う人材をどう育成したらよいか、福祉サービスの適切な利用促進のためにはどうしたらよいか、こういうことについて計画をつくるものである。個々の施策についてはそれぞれの計画で示されるものであるが、「子育て支援」に関して概要に記載されると、その支援も行うことが分かるので、概要につけ加えるように記載の方法を検討したい。

(委員)

支援計画なので、人材育成の計画であると思っている。現在の福祉施策の充実により、犯罪の抑止力になるなど、いろいろな効果があると思われる。しかし、福祉施策をあまりにも手厚くすることにより、意欲を削ぐことにもなり、メリット・デメリットがある。また、福祉を充実させるための広報活動を行い、一般県民に周知することが必要ではないか。

(委員)

広報は必要。県民、住民一人ひとりが地域を担うという意識を持たなければダメ。素案をみると、「人づくり」については有資格者などの専門職を育てることが記載されており、「福祉の心の醸成」では小中学校で行えとある。地域福祉の担い手として民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員と挙げられているが、住民一人ひとりにお互いに助け合うという心を持たせなければならない。元気な高齢者の力を使うべきで、また、地域包括センターの話がない。全員の力で助け合うことが必要だが、一般県民への徹底はどうするか。

(内藤課長)

福祉の目的について、また福祉をどう考えるかについて、時代・社会情勢により求められるものが変わってきているが、根底にあるものは困っている人たちをどう助けるかである。県・市町村といった公のものだけで全部が対応できるわけではない。地域において、困っている人たち、弱者と言われる人たちを助けるため、素案「共に助け合う仕組みづくり」において、「地域における連帯意識の向上」「地域住民の交流促進」として記載してい

る。

地域包括センターについては、素案「福祉サービスの基盤づくり」の「地域生活のための環境づくり」で記載している。

また、地域で困っている人たちを助ける人として、多くの人に対して研修を行うことは難しいので、まず、コミュニティソーシャルワーカーから研修を行うものとした。この計画の「人づくり」については、県が直接担う役割として位置づけられたものを掲げたものである。

(委員)

生活困窮者やホームレスについての記載もあるが、ホームレスについてはホームレスになりたくてなった人もいるのではないかと。何もかも手厚い支援が必要になるのか。支援を行うところと我慢してもらうところと区別してもいいのではないかと。

(内藤課長)

ホームレスを含む生活困窮者に対する支援について、4月から施行になる生活困窮者自立支援法による支援は、就労機会のあっせん・相談で、生活保護と違い現金等の給付ではない。生活保護手前の人たちへの支援になる。

(委員)

生活困窮者については理解したが、ホームレスは削除すべきではないかと。

(山下部長)

意欲を削ぐようなかたちでの福祉サービスの提供は、本人のためにならないということからよくない。この計画においても、地域住民の役割で「自助」を掲げていて、まず、自分でどうにかしようとすることも求めている。その手助けをするのが行政であったり、専門職であったりすると考えている。過重なサービスの押しつけは全く考えていない。

ホームレスの削除については、ホームレスになりたくてなった人ばかりではなく、それらの人たちについても考えなければならないので、削除することはしない。

福祉を担う人づくりについては、福祉施設で働く人などをどう確保していくかなど専門職について言及している。専門職以前の地域住民については「共に助け合う人づくり」で言及している。また、素案39ページ「推進体制」で地域住民の役割を述べている。この役割を果たしていただきたいと考えているし、そのための施策について、県、また市町村にもお願いして進めていきたい。

(委員)

資料3に関して、目標値の低い進捗である「男性の育児休業取得率」があるが、他の計画で示されていると思うが、これを高めないことには少子化対策に結びつかないと思うがいかがなものか。第三者評価について、県が認証するような仕組み、例えば、「この事業所は第三者評価を受けて自信をもって事業を行っている」という顕彰するような制度をつくるべきではないか。地域福祉計画を策定していない市町村があるが、市町村が取り組む新たな課題も増えてきているので、市町村ごとに現状把握しておくべきである。

(内藤課長)

男性の育児休業取得率については、他の計画の状況を把握していないので、ここでは回答できない。

第三者評価について受審施設の公表方法など、検討していく。今後も福祉施設の協議会とも相談していく。

市町村地域福祉計画未策定の1自治体は他の行政計画を代替としており、単体の地域福祉計画として作成していないので、このような表現になっている。県、市町村とも社会福祉法で計画の策定が求められている。県が今回、新計画を策定し、また、市町村にも県計画やガイドラインを参考していただき、計画の改定が行われるよう支援していく。

(委員長職務代理者)

概要について、他に意見等あるか。ないようであるので、計画の概要については、説明のとおりとしてよろしいか。

(2) 山梨県地域福祉支援計画の素案について

(委員長職務代理者)

素案第1章から第3章について意見はあるか。

(委員)

第2章「本県福祉を取りまく状況」に、取り上げにくい課題でもあるかもしれないが、DV、ホームレスや自殺等の実態等について、地域の課題として載せられないか。

(委員)

虐待も載せるべきである。

(内藤課長)

第3章以降で述べている内容について、関連する数値を載せる。

(委員)

子どもの貧困データも工夫して掲載してほしい。市町村レベルでは把握が難しい。

(委員長職務代理者)

素案第4章第1について意見はあるか。

(委員)

ネットワークづくりの推進について書かれているが、NPOやボランティア団体のネットワークについてどの程度把握、認識しているか。また、これまでの県の役割はどのようになっているか。

(内藤課長)

NPOについては県ボランティアセンターで推進しており、福祉に関しては県社会福祉協議会で推進しているところである。福祉についての社協の指導や災害時のボランティアについてどうするのか、どんな体制を組むのか、などといったことについては進められてきている。県社協、市町村社協を通していろいろな活動に声掛けをし、連携体制ができていと認識している。

(委員)

ネットワークをつくる前に、社協でも把握していないものを把握する手立てをとるべき。

(内藤課長)

どのような方法で把握していくのか、どのような活動をしているのかを検討すべきだと思う。

(委員)

県ボランティアセンターや山梨学院生涯学習センターでNPOのネットワークをすすめている。県内には素晴らしいNPOがあり、それと県民をどうつなげていくかが重要である。

(山下部長)

NPO法人についても把握している。

NPOのネットワークということも重要だと思うが、この計画では、地域のことは地域の住民が行うという関係性をつくるという意識づけをすることで、地域住民と福祉関係者とを結びつける仕組みづくりをネットワークと考えている。

(委員)

仕組みづくりにおいて、個人情報の取り扱いの問題があり、地域の状況がわからない。ネットワークを作りたくても作れない。どこかに共有化という文言を入れてほしい。

(山下部長)

たとえば、要支援者名簿等を作成し、災害時に活用する場合であっても、本人が情報開示の了承をしていないと開示できないといった難しい問題がある。必要な情報が関係者で共有化ができたらいいなと思う半面、個人情報保護も必要である。

(委員)

素案16ページ、福祉教育の推進(第1-1-)において、特別活動の時間での地域の高齢者との交流を入れてほしい。

(内藤課長)

特別活動については、高齢者との交流に限らず、福祉教育の推進のひとつの項目にしている。

(委員)

ふたつめの(手紙事業)は不要。限定された事業を書く必要はない。

(内藤課長)

担当課と相談する。

(委員)

素案16ページ、福祉教育の推進(第1-1-)について、保幼からはじめていただきたい。

また「子供」という表現ではなく、「子ども」としていただきたい。

(内藤課長)

法律等で確認し、担当課と相談する。

(委員)

個人情報の問題やNPOのネットワーク化という問題を解決するために、「ネットワークづくりの推進」あたりにコミュニティソーシャルワークについて記載するのはどうか。

介護保険の世界では「自助・共助・互助」という考えがあり、「互助」が入る。文言の整理が必要になるかと思う。

(委員)

子供の貧困についての対策にかかわる項目・文言を載せてほしい。市町村において改定版を策定する時の参考になる。

また、文言の整理の範疇になるが、災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」という言葉は使わなくなっているはずである。

(委員)

現計画では、子育てに関する項目がたくさんあるが、新計画では、子育てに関して3項目しかない。なぜ3項目しかないのか。

幼稚園、保育施設や認定こども園などは地域の子育て支援の拠点でもある。今年の4月から子ども・子育てに関して新制度が始まるが、就学前のすべての子供を一つの制度に位置づけようとして、市町村が大変苦労している。制度が激変するなか、なにもふれていないのは県の姿勢としてどうか。新しい制度が始まる中、県がサポートするというような文言は必要ではないか。

(内藤課長)

19ページについては内容が薄いかもしれないが、新制度については、別途作成する「やまなし子ども・子育て支援プラン」で示している。高齢者や障害者の計画についても同様に、27年度からの計画で示す予定だが、記載について検討する。

(委員長職務代理者)

素案第4章第2について意見はあるか。

(委員)

計画の中で、人材の確保と定着は大きな柱になると思う。素案28ページ、福祉人材が不足するとあるが、いろいろな理由が考えられるので、その理由を記載したらどうか。

また、保育士も不足するようになっている。保育の新制度が始まることにより、首都圏に多くの認定こども園等がつくられ、山梨にリクルートに来るような状況もある。県内で育った優秀な人材が流出している。流出を防ぐ文言を入れたらどうか。

(内藤課長)

人材が不足する理由は何らかの形で記載したい。

流出防止については、どんな対応ができるものか、雇用の場に行政が介入できるかどうかを含め、流出防止策をどう実現化するのが難しい。

(委員)

個々の対応は難しいと思うが、人材確保に努めていただきたい。

(委員)

人材確保について、高齢者施設においては人材不足が顕著である。将来的には外国人に頼る必要性が出ている。真剣に取り組まないと日本の福祉が崩壊するという事態も考えられる。他業種からの参入支援を文言に含めたらどうか。

(内藤課長)

現在も、福祉人材センターにおいて、別の職種で働きながら福祉の仕事への就職を目指す人への支援を行っている。他業種からの参入支援についても、現在の記載に包括されていると考える。

(委員)

人材の確保だけでなく、福祉人材が定着できる環境づくり、今働いている人が定着できる環境づくり、例えば、給料を上げるとか、労働環境をよくするとか、を書くべきである。

(山下部長)

本県の状況から説明すると、介護福祉士の養成施設の定員から見て、卒業生すべてが就職し、定着すれば人材は足りる計算になる。ただし、定着が進まない状況にある。どうやって定着を進めていくかとなると、お金については難しい。社会福祉施設は社会福祉法人が経営しているが、人を雇う企業としての人員管理という考えが薄いところがあると思う。意識改革を促していくことと介護報酬をどう振り分けるか考えていく必要がある。

(委員)

第三者評価の項目に給料面についての項目を加え、また、継続就労者の状況が分かるものとすべきである。

また、働く人の給与について、社会福祉法人任せなのか。自主経営という点が問題あると感じる。

(委員)

社会福祉法人も職員の給与を増やしたり、環境改善に努力している。介護保険制度下では多くの利益が生じる業種ではない。そこは理解してもらいたい。

(委員)

介護福祉士養成施設の学生は、介護の仕事に希望を見出すも就業後の不安や夢を見出せないことなど不安な思いも持っている。福祉人材の定着について、研修と表彰について記載があるが、それら以外で労働環境の見直しについて少しでも文言があればいいと思う。

(部長)

取り込めるべき事項を検討し、必要があれば追加する。

(委員)

全体のバランスの中で、子育ての記述が少ない。

(委員長職務代理者)

素案第4章第3「福祉サービスの基盤づくり」について意見はあるか。

(委員)

虐待については地域での気づきや見守りが必要ではないかと感じた。福祉や教育委員会
で把握している虐待の状況の書き込みがあってもいいのではないか。

また、医療の分野かもしれないが、ギャンブルや薬物などの依存症の問題についても説
明があればと思う。

(内藤課長)

虐待について、第1で述べている地域との連携と関連づけていきたい。

依存症については、個別計画に含まれる内容であると考えている。

(委員)

高齢者・障害者等の虐待防止の関係でも各種機関との連携を図るかと思うが、弁護士を
はじめとした法曹関係者との連携ある。

(山下部長)

今後とも協力をお願いします。

(委員長職務代理)

素案第5章、第6章及び第7章について意見はあるか。

(委員)

今回の目標値は第6章で示されたものだけか。

(内藤課長)

今回の計画では、第6章に示した5項目とする。前回計画よりも減っているが、この計
画を達成するための、限定した目標としている。

(委員長職務代理)

いろいろなご意見をいただいたが、事務局は委員からの様々な意見を取り込み、修正等
を行ってください。

それでは、審議会として本素案を承認することとしてよろしいか。

(3) 今後のスケジュールについて

(委員長職務代理者)

事務局から、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

(内藤課長)

資料に基づき、スケジュールを説明

(委員長職務代理者)

ただいまの説明に対する質問・意見はいかがか。

(委員長職務代理者)

事務局は説明したスケジュールに従って、計画策定を進めてください。

(4) その他

(委員長職務代理者)

その他について、何か意見はあるか。

(委員長職務代理者)

なければ、これで審議を終了する。

委員の皆様の御協力に感謝。